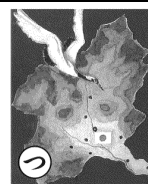




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第15号)

目次

	ページ
病院管理規程	
○群馬県病院局個人情報等に関する取扱規程(経営戦略課)	2
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(同)	10
○群馬県病院局事業職員旅費規程の一部を改正する規程(同)	10
○群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(同)	10
○群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同)	11
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同)	16
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同)	17
○群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同)	18

■ 病院管理規程

群馬県病院局個人情報等に関する取扱規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院局個人情報等に関する取扱規程

群馬県病院局個人情報等に関する取扱規程

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 管理体制(第三条―第七条)
- 第三章 教育研修(第八条)
- 第四章 病院局における個人情報等の取扱いの基本(第九条―第二十二條)
- 第五章 仮名加工情報取扱事業者としての義務(第二十三條・第二十四條)
- 第六章 個人情報等の適切な管理(第二十五條―第三十二條)
- 第七章 情報システムにおける安全の確保等(第三十三條―第四十七條)
- 第八章 情報システム室等の安全管理(第四十八條・第四十九條)
- 第九章 特定個人情報等の取扱いの特則(第五十條―第六十條)
- 第十章 個人情報等の業務の委託(第六十一條)
- 第十一章 安全確保上の問題への対応(第六十二條・第六十三條)
- 第十二章 監査及び点検の実施(第六十四條―第六十六條)
- 第十三章 その他(第六十七條・第六十八條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、個人情報等の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)に基づき、病院事業の管理者の権限を行う知事が保有する個人情報、仮名加工情報、個人関連情報その他の個人情報保護法により定義され、個人情報保護法の対象となる情報(以下「個人情報等」という。)の保護に関する基本的事項及び管理に關する必要な事項を定めることにより、群馬県病院局(以下「病院局」という。)の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報等の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第二条、第十六条及び第六十條並びに番号法第二条の定めるところによる。

第二章 管理体制

(総括保護管理者)

第三条 病院局に、総括保護管理者を一人置くこととし、病院局長をもって充てる。
 2 総括保護管理者は、病院局における個人情報等の管理に關する事務を総括する任に当たるものとする。

(保護管理者)

第四条 個人情報等を取り扱う病院局の各機関(以下「各機関」という。)に保護管理者を置くこととし、次の各号に掲げる機関における保護管理者は、当該各号に定める者をもって充てる。
 一 経営戦略課 経営戦略課長
 二 各県立病院 院長

2 保護管理者は、各機関における個人情報等の適切な管理を確保する任に当たるものとする。

3 保護管理者は、個人情報等を情報システムにおいて取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たるものとする。
 (保護担当者)

第五条 個人情報等を取り扱う各機関に、各保護管理者が指名する保護担当者を置く。
 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該機関における個人情報等の管理に關する事務を担当するものとする。

(監査責任者)

第六条 病院局に、監査責任者を一人置くこととし、経営戦略課長をもって充てる。

2 監査責任者は、個人情報等の管理の状況について監査するものとする。

(病院局職員の責務)

第七条 病院局の職員(以下「病院局職員」という。)は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、關連する法令及び規程等の規定並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

第三章 教育研修

第八条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する病院局職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に關する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
 2 保護管理者は、その病院局職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 (利用目的の特定)

第九条 病院局職員は、個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
 2 病院局職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十条 病院局職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定さ

れた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を取り扱ってはならない。

2 病院局職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報等を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第十一条 病院局職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。

(適正な取得)

第十二条 病院局職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等取得してはならない。

2 病院局職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 学術研究機関等から当該要配慮個人情報取得する場合であつて、当該要配慮個人情報等を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(病院局と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

六 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個

個人情報保護法第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)第六条で定める者により公開されている場合

七 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報取得する場合

八 第十七条第四項各号(第二十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十三条 病院局職員は、個人情報等取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 病院局職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報等取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報等取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 病院局職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより病院局の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(病院局職員の監督)

第十四条 保護管理者は、その病院局職員に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報等の安全管理が図られるよう、当該病院局職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第十五条 病院局職員は、個人情報等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第十六条 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大

きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第八条の定めるところより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、病院局が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

一 要配慮個人情報に含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 前項に規定する場合(同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。)には、保護管理者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第十条の定めるところより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第十七条 病院局職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 五 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 2 保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則第十一条の定めるところより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことも

に、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができるとする。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十二条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う場合において、経営戦略課にあつては経営戦略課、各県立病院にあつては当該各県立病院の名称及び住所並びに保護管理者の氏名
- 二 第三者への提供を利用目的とすること
- 三 第三者に提供される個人データの項目
- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 五 第三者への提供の方法
- 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- 七 本人の求めを受け付ける方法
- 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 保護管理者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人情報等の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 病院局が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 保護管理者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第十八条 保護管理者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第十五条第一項で定めるものを除く。以下同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第十六条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。)に個人データを提供する場合に、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則第十七条の定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則第十八条の定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)
第十九条 保護管理者は、個人データを第三者(個人情報保護法第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第二十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則第十九条の定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則第二十条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第二十一条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)
第二十条 保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則第二十二條の定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則

第二十三条の定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則第二十四条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第二十五条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)
第二十一条 保護管理者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則第二十六条の定めるところにより確認することをして、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が病院局から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則第十七条の定めるところにより、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第十八条第三項の規定は、前項の規定により病院局職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により病院局職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(病院局における個人情報の取扱いに関する苦情処理)
第二十二条 保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 個人情報の取扱いに関する苦情は、経営戦略略課においては総務係、各県立病院においては事務局医事課で受け付けるものとする。

第五章 仮名加工情報取扱事業者としての義務
第二十三条 病院局職員は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 保護管理者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除され

た記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 病院局職員は、第十条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第九条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 病院局職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

6 病院局職員は、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第十七条第四項中「前各項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第十九条第一項ただし書中「第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十七条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第二十条第一項ただし書中「第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第十七条第四項各号のいずれか」とする。

7 病院局職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 病院局職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第九条第二項及び第十八条の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)
第二十四条 病院局職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

2 第十七条第四項及び第五項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前各項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

3 第十四条及び第十五条、第二十二条並びに前条第七項及び第八項の規定は、病院局による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第七項中「ために、」とあるのは、「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第六章 個人情報等の適切な管理
(アクセス制限)

第二十五条 保護管理者は、個人情報等(個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を除く。この章、次章及び第八章において同じ。)の秘密性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセス(情報に接する行為をいい、紙等に記録されている個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。)をする権限(以下この条において「アクセス権限」という。)を有する病院局職員の範囲と権限の内容を、当該病院局職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない病院局職員は、個人情報等を取り扱ってはならない。
3 病院局職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)
第二十六条 病院局職員が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘密性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、病院局職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- 一 個人情報等の複製
- 二 個人情報等の送信
- 三 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為(誤りの訂正等)

第二十七条 病院局職員は、個人情報等の内容(事実であるものに限る。)に誤り等を発見した場合には、保護管理者又は保護担当者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正(追加又は削除を含む。)を行うものとする。

第二十八条 病院局職員は、保護管理者又は保護担当者の指示に従い、個人情報等が

記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第二十九条 病院局職員は、個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務事業において取り扱う個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第三十条 病院局職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者又は保護担当者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(個人情報等の取扱状況の記録)

第三十一条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、台帳等を整備して、当該個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第三十二条 病院局職員が、外国において個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報等の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第七章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第三十三条 保護管理者は、個人情報等(情報システムにおいて取り扱うものに限る。以下本章(第四十五条を除く。)及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じ、認証機能を設定する等のアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め(整備(その定期又は随時の見直しを含む。))をするとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第三十四条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、当該個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第三十五条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じ、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含み、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定及び当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

する。

(管理者権限の設定)

第三十六条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正な操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正なアクセスの防止)

第三十七条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正なアクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第三十八条 保護管理者は、不正なプログラムによる個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消及び把握された不正なプログラムの感染防止等に必要措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける個人情報等の処理)

第三十九条 病院局職員は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、前項の個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第四十条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 病院局職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第四十一条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、当該個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリその他の記録機能を有する機器又は媒体の情報システム端末への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム端末等の限定)

第四十二条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、その処理を行う情報システム端末等を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム端末等の盗難防止等)

第四十三条 保護管理者は、情報システム端末等の盗難又は紛失の防止のため、情報システム端末等の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 病院局職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、情報システム端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第四十四条 病院局職員は、情報システム端末等の使用に当たっては、個人情報等が

第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第四十五条 病院局職員は、情報システムで取り扱う個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認及び既存の個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第四十六条 保護管理者は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書の管理)

第四十七条 保護管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第八章 情報システム等の安全管理

(入退管理)

第四十八条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の病院局職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用又は持出しの制限又は検査その他の措置を講ずるものとし、個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限その他の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第四十九条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等における施錠装置の設置、警報装置の設置、監視設備の設置その他の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水その他の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止その他の措置を講ずるものとする。

第九章 特定個人情報等の取扱いの特則

(事務取扱担当者)

第五十条 各機関に、特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者を置く。

2 保護管理者は、事務取扱担当者並びに当該事務取扱担当者の役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

3 保護管理者は、事務取扱担当者を指定したときは、事務取扱担当者名簿を取り扱う事務ごとに作成するものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第五十一条 事務取扱担当者ではない職員は、特定個人情報等を取り扱ってはならない。

2 特定個人情報等の取扱いについては、前三章の規定中「病院局職員」とあるのは「事務取扱担当者」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。

(取扱区域)

第五十二条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にした上で、保護管理者及び事務取扱担当者以外の者が容易に特定個人情報等の閲覧等を行うことができないよう留意するものとする。

(管理区域)

第五十三条 保護管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムのサーバ等を管理する区域を明確にするものとする。

(個人番号の利用の制限)

第五十四条 保護管理者は、個人番号の利用に当たっては、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定して行うものとする。

(本人確認)

第五十五条 事務取扱担当者は、個人番号の提供を受ける際には、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けるなどその者が本人であることを確認しなければならぬ。

(個人番号の提供の求めの制限等)

第五十六条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、他人の個人番号の提供を求めてはならない。

2 事務取扱担当者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第五十七条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集及び保管の制限)

第五十八条 事務取扱担当者は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第五十九条 保護管理者は、特定個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について、特定個人情報等取扱状況記録台帳を作成し、記録するものとする。

2 保護管理者は、前項の記録(特定個人情報ファイルの情報システムで取り扱う場合は、当該システムから取得したアクセスログ等を含む。)について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、定期に及び必要に応じて随時に不正なアクセスの有無等について分析を行うものとし、分析を行ったと

きは、分析記録を作成し、その結果等を記録するものとする。

3 第一項の記録の項目は、次のとおりとする。

一 特定個人情報ファイルの利用及び出力の状況の記録

二 書類及び媒体等の持ち運びの記録

三 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄の記録

四 削除又は廃棄を委託した場合にあつては、これを証明する記録等

五 特定個人情報ファイルの情報システムで取り扱う場合にあつては、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

(電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止)

第六十条 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を取扱区域又は管理区域の外に持ち運ぶ必要があるが生じた場合には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずるものとする。

第十章 個人情報等の業務の委託

第六十一条 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該委託に係る契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制等、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止等の義務

二 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下この項及び第五

項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の安全管理措置に関する事項

五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)

3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年一回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

5 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託

先に第一項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によつて行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

7 個人情報等を提供し、又は個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容及び個人情報等の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

第十一章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第六十二条 個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した病院局職員は、直ちに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正なアクセスや不正なプログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(病院局職員に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯及び被害状況を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、速やかに、当該事案の内容、経緯及び被害状況等を知事に報告するものとする。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、速やかに、事案の内容、経緯及び被害状況等について、関係機関に対し、情報提供を行うものとする。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第六十三条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報等に係る本人への対応その他の措置を講ずるものとする。

第十二章 監査及び点検の実施

(監査)

第六十四条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第二章及び第六章から第十章までに規定する措置の状況を含む各機関における個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第六十五条 保護管理者は、各機関における個人情報等の記録媒体、処理経路及び保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)
第六十六条 総括保護管理者及び保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直しその他の措置を講ずるものとする。

第十三章 その他

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)
第六十七条 総括保護管理者及び保護管理者等は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二十六条第一項第二号に掲げるサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報等の性質等に照らし適切なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第六十八条 この規程に定めるもののほか、個人情報等の保護及び取扱いに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、個人情報保護法第七十五条並びに第五章第四節及び第五節の規定に基づく個人情報及び匿名加工情報の取扱いについては、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
2 群馬県個人情報保護条例施行規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十五号)は、廃止する。

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項中「化学療法部長」を「臨床検査部長、腫瘍内科部長」に改める。
第九條の表中「内視鏡部長」を「臨床検査部長 内視鏡部長」に、「化学療法部長」を「腫瘍内科部長」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員旅費規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二注一中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の群馬県病院事業職員旅費規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第二及び別表第三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八條の三」を「第十八條の四」に改める。
第二條中「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第三條第六項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第六條、第七條第一項及び第十條中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三章第十八条の三の次に次の一条を加える。
(高齢者部分休業)

第十八条の四 管理者は、五十六歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が五十六歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 職員の高齢者部分休業については、この規程に規定するもののほか、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年群馬県条例第十一号)に定める高齢者部分休業の例による。
第三十五条中「(昭和五十九年群馬県条例第六号)」を削る。
第四十条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十八条の四第一項中「五十六歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	五十九歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	五十八歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	五十七歳

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の群馬県病院局職員就業規程(以下この項において「新規程」という。)第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「又は夜勤」を「若しくは夜勤」に改め、「従事した場合」の下に「、又は就業規程第十三条第二項に規定する正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)」において行われる看護等の業務に従事した場合」を加え、同項に次の一号を加える。

三 勤務の全部が深夜である場合 一万三千円
別表第一を次のように改める。

群馬県知事 山本 一太

別表第1(第6条関係)

資格免許職A 基準額表

(その1)

区分	職種 号給	医師 (シニアレジ)	医師 (レジ)	医師 (初期臨床)	看護師 助産師	准看護師	薬剤師	検査・放射線 技師 ME・PT・OT・ ST 歯科衛生士
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	563,000	433,000	371,000	218,000	173,000	234,000	203,000
	2	570,500	440,500	381,500	219,800	174,800	236,000	204,800
	3	578,000	448,000	392,000	221,600	176,600	238,000	206,600
	4	585,500	455,500	402,500	223,400	178,400	240,000	208,400
	5	593,000	463,000	413,000	225,000	180,000	242,000	210,000
	6		470,500		227,000	182,000	244,000	212,000
	7		478,000		229,000	184,000	246,000	214,000
	8		485,500		231,000	186,000	248,000	216,000
	9		493,000		233,000	188,000	250,000	218,000
	10				234,600	189,500	251,100	219,500
	11				236,200	191,000	252,200	221,000
	12				237,800	192,500	253,300	222,500
	13				239,400	193,900	254,400	224,000
	14				241,000	195,400	255,500	225,500
	15				242,600	196,900	256,600	227,000
	16				244,200	198,400	257,700	228,500
	17				245,900	199,800	258,800	230,000
	18				247,500	201,300	259,900	231,500
	19				249,100	202,800	261,000	233,000
	20				250,700	204,300	262,100	234,500
	21				252,300	205,800	263,200	236,000
	22				253,900	207,300	264,300	237,500
	23				255,500	208,800	265,400	239,000
	24				257,100	210,300	266,500	240,500
	25				258,700	211,700	267,600	241,900
	26				260,300	213,200		243,400
	27				261,900	214,700		244,900
	28				263,500	216,200		246,400
	29				265,100	217,600		247,900
	30				266,700	219,100		249,400

フルタイム会計年度任用職員

31	268,300	220,600	250,900
32	269,900	222,100	252,400
33	271,600	223,500	253,900
34	273,200	225,000	255,400
35	274,800	226,500	256,900
36	276,400	228,000	258,400
37	278,000	229,400	259,900
38		230,900	
39		232,400	
40		233,900	
41		235,400	
42		236,900	
43		238,400	
44		239,900	
45		241,300	
46		242,800	
47		244,300	
48		245,800	
49		247,200	

※基準月額には地域手当を含む

(その2)

区分	職種	保育士	管理栄養士	PSW	MSW	臨床心理技術者	栄養士	保健師
	号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	173,000	195,000	195,000	180,000	203,000	171,400	212,700
	2	174,800	197,000	197,000	182,000	204,800	173,100	214,700
	3	176,600	199,000	199,000	184,000	206,600	174,800	216,800
	4	178,400	201,000	201,000	186,000	208,400	176,600	218,800
	5	180,000	203,000	203,000	188,000	210,000	178,000	220,900
	6	182,000	204,800	204,800	189,800	212,000	179,900	222,900
	7	184,000	206,600	206,600	191,600	214,000	181,800	225,000
	8	186,000	208,400	208,400	193,400	216,000	183,700	227,000
	9	188,000	210,000	210,000	195,000	218,000	185,600	229,100
	10	189,700	212,000	211,900	196,900	220,000	187,200	231,000
	11	191,400	214,000	213,800	198,800	222,000	189,000	233,200
	12	193,100	216,000	215,700	200,700	224,000	190,900	235,300
	13	194,700	217,900	217,600	202,500	226,000	192,400	237,000
	14	196,400	219,900	219,500	204,400	228,000	193,900	238,300
	15	198,100	221,900	221,400	206,300	230,000	195,500	239,500
	16	199,800	223,900	223,300	208,200	232,000	197,000	240,900
	17	201,400	225,800	225,100	210,000	233,900	198,600	242,100
	18	203,100	227,800	227,000	211,900	235,900	200,000	243,200
	19	204,800	229,800	228,900	213,800	237,900	201,500	244,600
	20	206,500	231,800	230,800	215,700	239,900	203,000	245,700
	21	208,100	233,700	232,700	217,500	241,900	204,500	247,000
	22	209,800	235,700	234,600	219,400	243,900	205,700	248,400
	23	211,500	237,700	236,500	221,300	245,900	207,100	249,700
	24	213,200	239,700	238,400	223,200	247,900	208,400	251,000
	25	214,800	241,600	240,300	225,100	249,800	209,800	252,200
	26	216,500	243,600	242,200	227,000	251,800	211,300	253,600
	27	218,200	245,600	244,100	228,900	253,800	212,600	254,900
	28	219,900	247,600	246,000	230,800	255,800	214,000	256,400
	29	221,500	249,500	247,800	232,600	257,800	215,100	257,300
	30	223,200	251,500	249,700	234,500	259,800	216,500	258,700
	31	224,900	253,500	251,600	236,400	261,800	217,800	260,000

フルタイム会計年度任用職員

32	226,600	255,500	253,500	238,300	263,800	219,100	261,500
33	228,200	257,400	255,400	240,100	265,700	220,300	262,700
34	229,900					221,500	264,100
35	231,600					222,700	265,500
36	233,300					224,000	266,800
37	234,900					225,100	267,700
38	236,600					226,200	
39	238,300					227,200	
40	240,000					228,300	
41	241,600					229,200	
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							

※基準月額には地域手当を含む

別表第三中「八九〇円」を「九一五円」に、「九四五円」を「九七〇円」に改める。
 別表第四を次のように改める。
 別表第四(第六条関係)
 業務職基準額表

号給	基準額の月額
五号給	一一八、六〇〇円
六号給	一二九、四〇〇円
七号給	一二〇、三〇〇円
八号給	一二一、一〇〇円
九号給	一二一、九〇〇円
十号給	一二三、〇〇〇円
十一号給	一二四、〇〇〇円
十二号給	一二五、〇〇〇円
十三号給	一二五、九〇〇円
十四号給	一二七、〇〇〇円
十五号給	一二八、二〇〇円
十六号給	一二九、四〇〇円
十七号給	一三〇、三〇〇円
十八号給	一三一、三〇〇円
十九号給	一三一、四〇〇円
二十号給	一三三、五〇〇円

二十一号給	一三四、五〇〇円
二十二号給	一三六、四〇〇円
二十三号給	一三八、三〇〇円
二十四号給	一四〇、二〇〇円
二十五号給	一四二、一〇〇円
二十六号給	一四三、四〇〇円
二十七号給	一四四、六〇〇円
二十八号給	一四五、九〇〇円
二十九号給	一四七、一〇〇円
三十号給	一四八、四〇〇円
三十一号給	一四九、七〇〇円
三十二号給	一五一、〇〇〇円
三十三号給	一五二、三〇〇円

附則
 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
 2 改正後の第二十条の規定は、令和五年三月一日以後に開始する勤務に係る夜間看護等手当について適用し、同日前に開始する勤務に係る夜間看護等手当については、なお従前の例による。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「事務のうち別表第二」を「別表第二」に、「所属職員の内国旅行に係るもの」を「事務」に改める。

別表第十一号を次のように改める。

十一 個人情報保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この号において「法」という。)第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(二) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年群馬県条例第七十六号。以下この号において「条例」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(三) 法第七十七条第一項の規定により、開示請求を受け付けること。

(四) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(五) 法第八十六条第一項及び第二項の規定により、意見書を提出する機会の付与の通知を行うこと。

(六) 条例第五十二条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(七) 法第八十五条第一項の規定により、開示請求の事実を移送し、通知すること。

(八) 法第九十一条第一項の規定により、訂正請求を受け付けること。

(九) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(十) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(十一) 法第九十六条第一項の規定により、訂正請求の事実を移送し、通知すること。

(十二) 法第九十七条の規定により、訂正を実施した旨を通知すること。

(十三) 法第九十九条第一項の規定により、利用停止請求を受け付けること。

(十四) 法第一百一条の規定により、利用停止請求に対する決定をし、通知すること。

(十五) 法第一百二十二条第二項及び第一百三十三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。

(十六) 法第一百四十四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。

(十七) 法第一百五十五条(法第一百八十八条第二項において準用する場合も含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

別表第四経営戦略課長の項第二十七号を次のように改める。

二十七 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(以下この号において「法」という。)第六十八條第一項の規定により、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二

十八年個人情報保護委員会規則第三号)第四十三条に規定する保有個人情報の漏えい等の事実が発生したときに、個人情報保護委員会に当該事態の報告をすること。

(二) 法第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(三) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下この号において「条例」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(四) 法第七十七条第一項の規定により、開示請求を受け付けること。

(五) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(六) 法第八十六条第一項及び第二項の規定により、意見書を提出する機会の付与の通知を行うこと。

(七) 条例第五十二条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(八) 法第八十五条第一項の規定により、開示請求の事実を移送し、通知すること。

(九) 法第九十一条第一項の規定により、訂正請求を受け付けること。

(十) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(十一) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(十二) 法第九十六条第一項の規定により、訂正請求の事実を移送し、通知すること。

(十三) 法第九十七条の規定により、訂正を実施した旨を通知すること。

(十四) 法第九十九条第一項の規定により、利用停止請求を受け付けること。

(十五) 法第一百一条の規定により、利用停止請求に対する決定をし、通知すること。

(十六) 法第一百二十二条第二項及び第一百三十三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。

(十七) 法第一百四十四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。

(十八) 法第一百五十五条(法第一百八十八条第二項において準用する場合も含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表中

入院中の患者が他の医療機関で受診した場合に支払う診療報酬	を
入院中の患者が他の医療機関で受診した場合に支払う診療報酬	
入院中の患者に他の医療機関が往診した場合に支払う診療報酬	に改める。
業務上の関係により参加している団体の年会費	

第五十一条第一項に次の一号を加える。

三 災害その他緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第三の調整数欄に掲げる調整数(医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち管理職手当の支給を受けるもの(病院長を除く。))にあつては二、病院長並びに医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち管理職手当の支給を受けるものにあつては一)を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第三の調整数欄に掲げる調整数(医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち管理職手当の支給を受けるもの(病院長を除く。))にあつては二、病院長並びに医療職給料

表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち管理職手当の支給を受けるものにあつては一)を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号。以下「就業規程」という。)第三条第六項又は第七条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。)

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)

三 育児休業法第十八条第一項又は任期付職員条例第四条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

八項又は第七条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務職員に係る算出率」という。)

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。))の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第四に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第四の二に掲げる額

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第七条の二 中「当該各号に定める額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「(再任用短時

間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率を乗じて得た額」に改める。

第十二条第一項中「期間(以下「この項及び次項において」を加え、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「額(再任用短時間勤務職員等)」を「額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))」に、「要勤務日数(以下この条)」を「要勤務日数(以下この号)」に、「職員(以下この条)」を「職員(次項)」に、「要勤務日数(再任用短時間勤務職員等)」を「要勤務日数(定年前再任用短時間勤務職員等)」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
第二十二條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員等(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第四条の規定により採用された短時間勤務職員に限る。以下この項において同じ。)の勤務一時間当たりの給与額は、当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間が就業規程第三条第一項に規定する勤務時間であるものとした場合における給料の月額、前項の手当(初任給調整手当を除く。)の月額及び一週間当たりの勤務時間を基礎にして、前項の規定を適用して得られる額とする。

第二十三條第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号及び同条第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十九條第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十條第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

第三十一條第三項中「再任用職員、再任用短時間勤務職員」を「定年間再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の八項を加える。

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十六項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用され

る給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる員職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに員職員給与条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

三 群馬県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

16 法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十八項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十四項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(第三十六條の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関する規則(令和四年群馬県人事委員会規則第二十七号。以下「員職員給与条例附則給料規則」という。))第三条で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十四項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第二条第一項の規定によりその例によることとされる員職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第二条第一項の規定によりその例によることとされる員職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十四項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十六項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、第三十六條の規定によりその例によ

ることとされる県職員給与条例附則給料規則で定めるところにより、附則第十六項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第十六項(附則第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、第三十六条の規定によりその例によることとされる県職員給与条例附則給料規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第十六項(附則第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十九条第五項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)
の規定の適用については、第二十九条第五項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第十六項(附則第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十八項又は第十九項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第十四項から前項までに定めるもののほか、附則第十四項の規定による給料月額、附則第十六項の規定による給料その他附則第十四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、群馬県職員の例による。
別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二(第六条関係)
イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	五、六〇〇円
二級	六、五〇〇円
三級	七、七〇〇円
四級	八、二〇〇円
五級	八、七〇〇円
六級	九、五〇〇円
七級	一〇、七〇〇円
八級	一一、七〇〇円
九級	一三、二〇〇円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	八、九〇〇円
二級	一〇、二〇〇円
三級	一一、八〇〇円
四級	一四、〇〇〇円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	五、七〇〇円
二級	六、五〇〇円
三級	七、三〇〇円
四級	七、七〇〇円
五級	八、五〇〇円
特五級	八、七〇〇円
六級	九、七〇〇円
七級	一一、〇〇〇円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
一級	七、一〇〇円
二級	七、七〇〇円
三級	七、九〇〇円
四級	八、二〇〇円

五級	八、七〇〇円
特五級	八、七〇〇円
六級	九、八〇〇円
七級	一一、一〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち令和三年改正法附則第六条第一項又は第二項により採用された職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。

六 令和四年改正定年条例 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)をいう。

七 施行日 この規程の施行の日をいう。

八 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

九 改正前の規程 この規程による改正前の群馬県病院事業職員の給与に関する規程をいう。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第三条 この規程による改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)附則第十四項から第二十一項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第四条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項、第四項及び第八項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再

任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県病院事業職員の給与に関する規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号。以下「就業規程」という。)第三条第七項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県病院事業職員の給与に関する規程第二条第一項に規定する行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第六条第三項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第六条第二項及び第三項の規定を適用する。

6 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)第四条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和三年改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢

(令和四年改正定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員にあっては、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給与規程第六条及び第六条の二並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新給与規程第六条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)

(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であった職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規程第六条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規程第六条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
- ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)
- 8 暫定再任用職員に対する新給与規程第七条の二の規定の適用については、同条第一号中「別表第五の二の」とあるのは、「別表第五の三の」とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第七条の二、第十二条第一項第二号、第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定を適用する。
- 10 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第二十九條第三項の規定を適用する。
- 11 新給与規程第三十條第二項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九條第二項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 12 新給与規程附則第四條第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 13 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- 一 暫定再任用短時間勤務職員 新給与規程附則第三條第三項
- 二 育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 新給与規程附則第三條第二項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた新給与規程附則第三條第一項
- 14 群馬県病院事業職員の給与に関する規程第二條第一項の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例第五條第一項及び第三項から第九項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 15 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関して必要な事項は、群馬県職員の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
